

●香川県告示第91号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立承認の出願があった。

その関係図書は、香川県土木部港湾課及び高松市河港課において令和5年3月28日から同年4月17日まで公衆の縦覧に供する。

令和5年3月28日

香川県知事 池 田 豊 人

1 出願年月日

令和5年3月10日

2 出願人の名称及び所在地並びにその代表者の氏名及び住所

国土交通省四国地方整備局

高松市サンポート3番33号

国土交通省四国地方整備局長 荒瀬 美和

高松市サンポート3番33号

3 埋立区域

(1) 位置

高松市朝日町五丁目560番、536番及び549番並びに同町六丁目584番の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち①の地点と②の地点を結ぶ令和3年10月11日付け3港湾第43491号の承認に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（D. L. +2.56メートルにより決定）、②の地点から⑦の地点までを順次に結んだ線、⑦の地点と⑨の地点を結ぶ昭和62年2月24日付け港収第13号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. +2.36メートルにより決定）、⑨の地点と⑫の地点を結ぶ昭和44年4月19日付け港収第40号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. +2.50メートルにより決定）及び①の地点と⑫の地点とを結ぶ昭和43年12月27日付け港収第40号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. +2.50メートルにより決定）により囲まれた区域

①の地点 高松市朝日町四丁目496番15の国土地理院朝日南四等三角点（北緯34度21分07秒4043、東経134度04分10秒1961）から51度58分7秒、552.88メートルの地点

②の地点 ①の地点から356度23分13秒、26.77メートルの地点

③の地点 ②の地点から86度19分15秒、0.93メートルの地点

④の地点 ③の地点から356度19分15秒、169.96メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から86度19分15秒、26.73メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から356度19分15秒、0.96メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から86度19分15秒、10.48メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から184度29分11秒、59.87メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から173度20分20秒、30.83メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から274度54分45秒、3.99メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から184度54分45秒、5.00メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から184度35分19秒、103.49メートルの地点

(3) 面積

4,838.31平方メートル

4 埋立に関する工事の施工区域

(1) 位置

高松市朝日町五丁目560番、536番及び549番並びに同町六丁目584番の地内並びに同地先
公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㊶の地点と㊸の地点とを結んだ線により囲まれた区域

㊶の地点 基点から52度3分41秒、552.27メートルの地点

㊷の地点 ㊶の地点から356度23分13秒、28.79メートルの地点

㊸の地点 ㊷の地点から266度19分15秒、29.06メートルの地点

㊹の地点 ㊸の地点から354度23分13秒、193.39メートルの地点

㊺の地点 ㊹の地点から94度05分24秒、86.30メートルの地点

㊻の地点 ㊺の地点から183度48分53秒、75.73メートルの地点

㊼の地点 ㊻の地点から173度15分24秒、27.80メートルの地点

㊽の地点 ㊼の地点から94度45分05秒、26.08メートルの地点

㊾の地点 ㊽の地点から184度48分02秒、52.30メートルの地点

㊿の地点 ㊾の地点から274度21分45秒、29.45メートルの地点

㊶の地点 ㊿の地点から184度31分09秒、77.67メートルの地点

㊷の地点 ㊶の地点から274度31分22秒、10.32メートルの地点

㊸の地点 ㊷の地点から4度27分25秒、20.36メートルの地点

(3) 面積

15,835.28平方メートル

5 埋立地の用途

ふ頭用地